

事 務 連 絡
令和3年 9月10日

幼児教育・保育施設入園児童保護者 様

古河市役所 福祉部 子ども福祉課

緊急事態宣言の発令に伴う幼児教育・保育施設における対応について

日頃より、市の幼児教育・保育行政につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
すでに報道されています通り、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、国の緊急事態宣言が令和3年9月30日まで期間が延長されることになりました。

緊急事態宣言が発令された後の幼児教育・保育施設等の対応につきましては、延長前の対応に変更はございません。こうした措置は社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする方が大幅に減少することも想定できないことから、登園自粛を求めず原則開所とする対応が求められているところです。

古河市としましても、保育を必要としている方へ必要な保育を提供するため、感染防止策の徹底を行いつつ通常通り開所し、登園自粛につきましても求めないことといたします。

なお、緊急事態宣言発令中に、自主的に登園を自粛することは差支えありませんが、お休みした期間の保育料等の返還はいたしかねますのでご了承下さい。

また、引き続きお子様の体温測定やうがい手洗い、こまめな換気や消毒など基本的な感染予防に取り組んでいただくとともに、万一ご家族、園児の皆様がコロナ陽性になった場合には、濃厚接触者の特定等の対応が必要になるため、速やかに利用施設へご連絡下さいますようお願いいたします。ご負担をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）